

KODAK Color Control Patches
© The Tiffen Company, 2000
LICENSED PRODUCT



十七憲法和解 全

9

73
917



雪堂居士述

十七憲法和解

樵山題

明治二十二年二月

發兌 水野藏版



9/17

雪堂居士

西曆八月十九日

求友會負水野氏前來雪堂居士此一席話誠聽可予予又語
 之曰國民之... 此十七憲法を奉告どんバ何る種のと
 びぬ此洪恩を忘れぬもの傍生も心と由て是を刻に
 四海兄弟了賦施共其恩澤を浴せんと欲す予曰く
 嗚呼其功德多る慧行禪定此力用にて勝類なく信業の力ら
 實不可思議也速に龍力の如く以て四天下多生此衆庶
 不配雨すな此舉や全く佛法力の然ら志むる處より本
 會の大旨意亦此事にあらず隨喜此阿ま利由致を端し書に

玄衆拜画並由序



うつらあつら
 君を慕ふ
 常をのたま
 人におもひ
 おもひをよ

如懿念衆子

三洲七士長茨

長茨

七憲法和辭

求友會負雪堂居士廣瀬進一口述

求友會員藤田祐真筆記

過日求友會の席上にて聖德皇太子乃制定あらせられし十七憲法の事を御話し申しました本日其和辭を致します
十七憲法は推古天皇十二年夏四月戊辰の日即ち三日小皇太子親ら肇めて作り給ふ所あり抑も我日本帝國の國初に於ては神あららの道に隨ひ政ごちて別小書き記せし法制とては無ありしものと見ゆ人王第三十四代推古天皇の朝までい法制ありしや否や後世に於て得て詳小に推し及らむ故に古來の學者も此十七憲法を以て本朝法制の初めと定めたり實に我皇朝ふ於て國憲制立の初と謂ふべし

一曰以和為貴無忤為宗人皆有黨亦少違者是以或不順君父ハキミカニ不違于隣里サトナリ然上和下睦諧於論事則事理自通何事不成

以和為貴とは人は尊卑上下親疎貧富を通して和睦して生活を盈き天性を具へたるものあれば首として和を貴ぶへいとなり無忤為宗とは忤ふことなきは即ち和あり人互に忤ふときは世乱れ安堵を多しこと能はず故に忤ふことなきを宗とせよとあり人皆有黨亦少違者とは人情ハ同氣相求むる者あれば黨阿らざるを得己れの好む所に倣り我同類の人を尊ぶは人情の免れざる所あれども眼を公平にして彼我乃差別を見む均等にあらむれば我同類を彼の同類を共に同一の位地にして均しく凡夫たるを免れむ故に特違乃者は少ありとあり然るを我身負にて我あらではと云ひ募り勝他を好むは人情の弊あれば是を以て君父に順はず隣里に違ふ者あるに至るあり君父不順はを隣里

に違へば即ち乱あり之を能く教へ諭して能く君父に順はしめ能く隣里を協はしめ上和下睦と即ち上和らき下睦くあるは政と教との功あり是の如くあるときは國治り時平らなるあり諧於論事等は概ね朝廷に於て政治を為すことに言を立たるものあれども處世の事ハ總て皆此理に外ならざるあり事を論せれば較ぶれば争ひを生ず却て害を招き易きものあり然るを能く其事柄の本末を論究して互に了解せるときは其事物の道理自然に通暢して共同一致何事不成らざらんとあり天下太平國土安穩息災延命子孫長久の基はての金言を遵奉するに在り

二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何世何人非貴是法ハクニ人鮮尤惡ハクニ能教從之ハクニ其不歸三寶何以直枉

篤敬三寶とは上一人より下萬民に至るまで篤實に佛法僧の三寶を敬

信せよとありこの佛法僧也の四字は古寫本に本文に書き綴りあれと
 も拾苴抄には三寶者の註ありとあり従ふべきあり四生とは法華隨
 喜功德品に見ゆ即ち胎卵濕化を云ふあり終歸とは畢竟歸着する處と
 いふ意味あり一切衆生の死彼生此の苦を免れて終極歸着し無量壽極
 樂の果を得べき道は此佛法僧の三寶不在りとあり萬國の極宗とある
 國の字元享釋書には化に作る此三寶は地球中各國の宗教多しと雖と
 も此法に超過する法なければ萬國宗教中の至極の宗旨とあり何れの
 世誰れの人か此貴法に遭遇の因縁なければ止む苟くも因縁順熟して
 此貴法に遭遇せば必き也從來の迷執を捨て此三寶の貴重なるを信知
 すべしとあり人鮮尤惡等とは元來人は心性元と善ふればたとひ煩惱
 のあかみ汚染せらるるも心の玉は必き清らあるものあれば世間の
 罪惡を犯す者も犯後は必き後悔の心あるものあり或は犯時人の眼を

忍ひ犯後も其發覺を恐る如き是れ皆心性固有の善の作用あり故に
 甚しき悪人と雖とも之を能く教誨しぬれば其本心も還復せしむるを
 得べきあり其教たる三寶に依らずんば何を以てあむれるを直きを得
 んやとあり

三曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天

則致壞耳是以君言臣承上行下靡故承詔必慎不謹自敗
 是章は君臣上下の名分を嚴に定べきを定めたるあり天子の命之を詔
 といふ臣たる者其詔を承りては必き謹み其旨を奉行すべきあり君は
 之を天に譬ふ臣は之を地に喩ふ戴く所之を天として踏む所之を地と
 して天即ち覆ひ地即ち載せるあり君臣の關係亦是の如しとあり春夏秋
 冬の四時順次流行して背逆なければ天地兩間の萬氣よく通ずること
 を得べしとあり萬氣とは天地間の萬物皆此空氣に生育せらるるあり

一四時其時を違へて順行せず空氣閉塞して流通せざる時は兩間の萬物其生育を遂げば君臣上下の交際も亦復是の如しとあり若し地にして天を覆さんと欲せば壞を致し天地晦冥上下否塞して天地人の三才茲に滅せんのみ是は喻あり此を以て君の言は臣承り上行へば下效らひて靡くべしとあり故に君の詔を承りては必き慎むべし謹ますんは自ら敗れんとあり實に我國君臣上下其分を守りて一系萬世の帝統を奉戴し外國も卓絶する所以は此憲法の效と謂ふべし

四曰群卿百僚以禮為本其治民之本要在乎禮上不禮下不齊下無禮必有罪是以君臣有禮位次不乱百姓有禮國家自治

禮は國を治むるの要あり孝經に上を安んじ民を治むるは禮より善きはありとあり群卿とは今云ふ勅任已上ぐらゐるの大臣長官を指し百僚とは奏任官以下の官吏を指たるふり以禮為本とは上下の分を明かふ

一尊卑の等を分つ皆禮を本とす政府の民に臨み之を治むるの本は要其禮法を亂らざるに在るあり若し上禮あきとたは下亂れて齊はと若し下禮あきとたは必き國法を破り罪刑に處せらるるに至る是を以て君臣上下禮あるときは位次亂れむして朝廷靜肅あり百姓禮あるときは人民安堵して政府の命令を遵奉して國家自ら治るとあり國家とは家の集る之を國といふ謂ゆる天の下と云はんが如し

五曰絶餐棄欲明辨訴訟其百姓之訟一日千事一日尚爾况乎累歲頃治訟者得利為常見賄聽讞便有賤之訟如石投水之者之訴似水投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕

此は訴訟の弊を生せしめざる為あり被治者の治者に望む所其利害を感むる訴訟より太甚しきはあり古今政治の良否も亦訴訟に於て之を見るを得べし若し裁判官たる者私欲を逞ふし内諾を聞くときは賄賂

公行して無財無力の貧民は聲を吞て冤屈に泣くことあるあり。餐とは謂ゆる大食の事あり。是ハ左傳文公十八年の傳ハ縉雲氏の不才子の事を載せて杜預の注ハ賤を貪るを饗やぶとあり。食を貪るを餐とあり。餐とは謂ゆる苞苴賄賂を貪るを云ふあり。欲とは利欲の事に於て貨賄を貪欲を云ふ。裁判官たる人は此餐と欲とを絶棄して公平廉直ハ人民の訴訟を裁判せよとあり。明辨訴訟とは辨といハ是非曲直を辨へ究め冤枉僥倖あるらむるを云ふあり。訴訟とは令の公式令義解に寇を告ぐるを訴と云ひ。賤を争ふを訟といふとあり。今ハ民事刑事に通じて訴訟といふ。其百姓之訟等とは夫れ天下の廣き百姓人民の性命權利財産に關する訟一日數千の事件あり。一日尚ほ是の如く況んや歳を累ぬるをや。若し延滞して速に其審理を為さるときは人民の不幸擧げて數ふべけんやとあり。頃治訟者以下は裁判官の弊を擧げて誡めたるものあり。

頃治訟者とは裁判をなむる人を指すあり。此人に於て餐欲の心甚しく賄賂を取るを常となむ。賄賂の輕重を見て讞を聴くときハ讞とは罪を議し獄を評するを云ふ。訟と云ひ讞と云ふ文を互ふるものにして民事刑事の二を合むるのとき便有賤之訟等とて即ち賤ある者の訴は石を以て水に投むるが如く其言行はれてさあふことあり。堅を以て柔に投するが如く其勢ひ必む入る。何時ハ訴訟に勝を得べきとあり。乏者之訴等とて賤乏き者の訴は賄賂を費やさざる故ハ水を以て石に投するに似て其言受くることあり。柔を以て堅に投するが如く必らむ入るべからざるあり。果して是の如くあるときハ賤乏き者由る所を知らずと倚賴する途を失ひ冤枉を吞んで止むべし。其弊ハ民上に服せむして國終に乱るべし。臣道亦於焉闕るとは是の如く賄賂を取る者は上を欺き民を誣むるものにして實に國家の罪人と云ふべしとあり。

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人善見惡必匡其諂詐者則為覆國家之利器為絕人民之鋒劍亦佞媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失其如此人皆无忠於君無仁於民是大亂之本也

懲惡勸善とは政治の要是に外ならずあり國に刑罰を設くるハ惡を懲す為なり君の賞勲を行ふは善を勸むる為なり此懲惡勸善は古之良典として古来よりの良典なりとあり故に人の善を匿さむ之を勲賞して勸むべく人の惡を見ては必き懲罰して匡すべしとあり諂詐者等とは是は諂詐佞媚の甚た惡むべきを擧て之を誡しむるあり諂はへつらひ詐ハあさむく君の過失を諫めすして之に諂諛し人の功勞を欺きて君の聽を覆ふは小人の所行にして君たるもの若し此の小人を近くるときは下情上に達せしめて終小國家を失ふ實に諂詐は國家を轉覆するの利器にあらむや人民の命脈を絶つる鋒劍不阿らばやまは佞媚者は

佞辨媚態を以て何人にも能く思はれんを私心より上小對しては下の過を説き下に向ては上の失を誹謗を上下彼此の間に兩舌して其和睦を乱るものあり夫れ是の如き人とは諂詐者佞媚者を廣く指むなり皆君不忠なく民不仁なく實に之れ大亂の本也國家を亡すべき本なれば人の君長たる者是の如き人を遠くべからばとあり

七曰人各有任掌宜不濫其賢哲任官頌音則起姦者有官禍亂則繁世如生知克念作聖事無大小得人必治時無急緩遇賢自寬因此國家永久社稷無危故古聖王為官以求人為人不求官

人各有任とは君主には君主の職任あり臣民には臣民の職任あるを云ふ掌とは謂ゆる職掌にして上下臣民宜しく乱れざるへしとあり若夫れ賢者哲人官不任をるときは事務能く舉り人民安堵して頌音則ち起るとあり頌音とは我ら大君の御代を千代に八千代小かはらんと稱揚

贊嘆することあり姦者等とは若くは姦悪ある人僥倖して官を持つと
 きは私欲を逞く人民の憂を顧ざる故人民已むを得て不服を唱
 へ國家の禍乱則ち繁く起るへいとあり世少生知とは世には生れあ
 らにして聖智の人は少あるべき人能く學問して事物に思慮分別
 を費やすときは能く物を處置するに聖人の所為と同一効を得べしと
 あり是は人小勉強を勧めたるあり事無大小等とは天下の事ハ大事と
 なく小事となく其處置宜しきを得るは人戈に在りて人戈を得れハ皆
 よく治まるとあり人戈を得ざれば小事と雖とも治られぬものあり况
 や大事をや必むや人戈を得て然る後ち大となく小となく事皆治るべ
 し時無急緩とは政治を施す時機にハ急にすべきと緩みすべきとの程
 合あるものあり然れとも急小をべき時となく緩にすべき時となく賢
 者に遇へハ自ら寛あるべしとあり賢者小非ざれば此急緩を誤り時機

を失するものあり不肖者は緩に處するも寛平公明あるを得ざ況や急
 に處するに於てをや必ずや賢者を得て事を處置せしむれば急緩時機
 を失ふはむして自然に寛平公明あるを得べしとあり因此國家永久と
 は果して是の如くあるときは國家永久ふして社稷危きことあり社稷
 とハ天子が天地山川の神を祭り玉ふを社といふ五穀穀物の神を祭り
 玉ふを稷と云ふ天子乃職掌ハ社稷を祭るを重しとふす故に社稷の字
 を以て廟堂の事を云ふふあり今ハ天皇陛下の政府と云ふんが如し故聖
 王等とは官の為に其任に堪へたる人を求め其職掌を盡さしむるとき
 は禹の水を治めたるが如く天下後世の大利益を起し上下永久其利に
 頼るを得べきあり若し人の為に官を求め官事を以て其人の私欲に任
 するときは天下後世其弊を受くべしとあり

八曰群卿百僚早朝晏退公事靡盬終日難盡是以遲朝不逮于急早退必事

不盡

是は朝廷の臣下を誡めたるあり群卿百僚早且に参朝一日たけて退朝せよとあり如何とふれば一日萬機の政を輔け奉公事おろきことあり終日事を執るも盡き難ければあり靡盬とはいとまありと云ふ意あり此を以て朝遅く朝をれば事の急に及ばざることあるべし早く退朝するときは事を執るに盡きざることあるべしとあり

九曰。信是義本。每事有信其善惡成敗要在於信。君臣共信何事不成。君臣無信萬事悉敗。

是れ亦君臣各共不信の貴ぶべきを述べたるあり信是義本とは猶ほ道の本と云はんか如く論語曰人而無信不知其可也大車無輓小車無軌何以行之哉每事有信とは事を處するに信なければ車の轄なきの如く萬機の事善となく悪となく成となく敗となく其要は信一つにあり信を

以て本として善を勧め悪を懲り功罪を成敗するとき人皆服むるものあり君臣共に信あるとれば何事の成らざらん君臣共に信なくんば萬事悉く敗れんとあり

十曰。絶念棄瞋。不怒人違。人皆有心。心各有執。彼是則我非。我非則彼非。我必非。聖彼必非。愚共是。凡夫耳。是非之理。詎能可定。相共賢愚。如環无端。是以彼人雖瞋。還恐我失。我獨雖得。從衆同舉。

是は君臣上下互に心術を謹み和睦を為すの本を教へたるあり忿とは心のいかりを云ふ瞋とは面に現はれたるを云ふ今は通じて人を以て不快を感せしむるの心相を指すあり此の心相を絶へ棄てよとあり是は自らを誡めたるあり人の違ふを怒らばとは若し他人より不快を感せしむるの心相を我示しめたるときは其境縁に對して我も亦忿ること勿れとあり他人の己が意思に違ふは謂ゆる逆境なれば此境縁に

對すれば我亦忿を發するは人情の免れざる所あり然れどもこの
 本文を會得しぬれば虚舟に對するが如く笑つて止むべきのみ豈に忿
 を發すべけんや何と云れば人皆各其心に執る所あり執は謂ゆる執着
 あり謂ゆる我見あり我執は凡夫の自体おれば我身ほど善しと信する
 者は世おは阿らト我自ら我を好すれば彼亦自ら彼を好む是れ我と
 我と周旋するあり故に彼の是は我の非我の是は彼の非我必ず聖に非を
 彼必を凡に非す公平均等にありむれば我永く是なるに非む彼永く非
 なるに非す是非の理得て究むべあらば仮令一時我是とするところは
 果して是にして彼の非は果して非なるも此れ一時の幻相のみ我永く
 賢なるに非を彼永く愚なるに非を彼我相互お或は賢或は愚玉環の輪
 の端おきお如し是を以て彼の人お忿ると雖ども我が失を恐れよとあ
 り斯る道理あるを以て仮令彼人は忿を含み我に不快を感せしむると

雖ども我は我が獨を慎み却つて我が失ちあらざらんことを慎むべき
 あり偶々我得たりと思ふも我意を振り立てを衆望に隨ひ和同して
 事を舉行せよとあり此章は實に太子道法の根元を看破して定められ
 一々のにして處世の要唯此一章を服膺せば終身行ふて餘りありと云
 ふべし

十一曰。明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪。執事群卿宜明賞罰。
 是は賞罰宜く其當然を得べきことを定めて時弊を矯たるあり功は効
 果を云ひ過は誤失を云ふ群臣の功過を明察し功を賞し誤過を罰する
 必ず其當を得よとあり日者とは頃ごろといふ謂ゆる時弊を擧ぐるお
 り賞するに功に於てせむ罰するに過に於てせむ其當を得ざる是れ弊
 害あり賞罰の職務を負擔する執事群臣宜しく賞罰を明あにし其弊を
 矯むべしとあり

十二曰。國司國造勿斂百姓。國靡二君。民無兩主。率土兆民以王為主。所任官司皆是王臣。何敢與公賦斂百姓。

是は地方官を誡めたるなり。國司國造とは此時代に當りて朝廷より其の國の司として派遣する人之を國司と云ひ出雲の國造の如く土着にして其地方に政令を施す者を國造と云ふ是等輒々すれば國稅の外に百姓より私稅を收斂することあり此弊を誡めたるなり。國靡二君等とは國土に二君兩立あり所謂普天の下王土ふあらざるは亦く率土の濱王臣ふあらざるは亦く國司國造みふ是王臣あり何ぞ敢て公賦と共に百姓に收斂することを得んやとあり。

十三曰。諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如曾職其以非與聞勿防公務。

是章は任官者の私意を狹んで公務を妨ぐるを誡めたるなり。諸任官者

とは謂ふ所の官職を帯ひ責任あるものをいふなり。同通知職掌とは和同して自ら命せられたる職掌を任知せよとあり。知は猶ほ掌ると云ふが如し或は疾病に依りて出仕せざる者あり或は君命を奉じて外に使赴くる者あり時として其知る所の事に欠席することあるへし然れとも病癒て出仕し使より復命して職掌を任知するの日に已れ欠席の間に處分したる事務に於て其事に任したる人より其事由を承知して已も亦其事に與りたるが如くに和同して曾てより承諾任知せし如せよとあり。已れ欠席して與り聞かば非をといふを以て既に處分せし事務に付き妄りに異論を生じ公務を妨ること勿れとあり。是亦首章の以和為貴の意を敷衍せしに外あらば。

十四曰。群臣百寮無有嫉妬。我既嫉人。人亦嫉我。嫉妬之患不知其極。所以智勝於已。則不悅。戈優於已。則嫉妬。是以五百歲之後。乃今遇賢。千載以難待。

聖其不得聖賢何以治國

此章は群臣互に人の能を嫉妬することを誡めたるあり政治は公平を
貴ぶ賢能を以て力を盡さしむれば政事不弊なく上安く下樂む故に群
臣百僚たる者他人の賢能を嫉妬すること勿れとあり賢を害むるを嫉
と云ひ色人を害するを妬と云ふ我既嫉人等とは人情の免れざる所
あり智恵已に勝る所あれば嫉妬して之を喜ばむ之器已に勝る所あれ
は嫉妬して之を害せんとを此を以て五百歳の後に偶々賢者に逢ふも
其賢者を嫉妬する故に賢者を以て其能を盡さしむるは是の如くされ
ば千歳を経るも亦以て一人の聖人を待ち得ること難あるべし是れ實
に賢者なきに非を聖人なきに非ざるも衆人舉て之を嫉妬し賢者聖人
を以て其伎倆を盡さしむるときは賢者を得るも猶得ざるの如く
聖人を得るも猶得ざるが如し是賢能を嫉妬するの私心よりして是の

如き結果を來すあり國家の政治ハ愚痴の徒の能く處理すへき所は非
び夫れ賢聖を得んは何を以て國を治めんや苟くも群臣百僚たる者
各其私心を去り謙遜を以て賢能に譲り其伎倆を盡さしめば國家の治
平は得て期をべし

十五曰背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨

公憾起則違制害法故初章云上下和諧其亦是情

是章は臣たる者宜く私欲を棄て公儀を奉すべきを教へたるあり臣
民の義務たる私を棄て公儀に歸向すべきあり是れ臣民の道あり凡そ
人私欲阿れば必に其欲に覆れて必を恨を含むことあり恨を含むこと
あるときハ必に人と和同すること能はず和同すること能はざれば終
に私欲を以て公儀を妨ぐるに至る情相互に起るときハ従少微起遂成
大惡の言の如く則ち制度に違ひ法律を害ふ尊卑上下の間終に乱る

に至る恐るべきハ私心あり故に首の章小曰く上下和睦と私を棄て公
に向へば恨みあり恨みあれば上下和睦を得るありすなはちその意味
を敷衍するに外ならざるあり

十六曰。使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可
使民其不農何食不桑何服

本章は官の事を擧ぐる官の民を使ふに宜く時を以てすべきを尊ぶべ
きを擧げたるあり民を使ふは土木の事業即ち道路堤防等の事業を指
すあり民力を使役するに其時を限り農桑を妨げざるは古へ聖王の定
むる處の良典あり故冬月有間等とは此時に於て宜く土木の事に従ふ
べきあり春より秋に至るの間は農桑の時節あり安りに民を使役すべ
からざ若し此時を犯して妄りに民を使役せば農時治まらば蠶桑功を
欠るん民若し農事を治むれば百穀實らば人夫れ何をの食せん蚕桑功

を欠かば衣服足らば人夫れ何をの服せん民を使ふに時を以てするハ
治者の最と慎むべきことあり

十七曰。夫事不可獨斷必與衆宜論小事是輕不可必衆唯速論大事若疑有
失故與衆相辯辭則得理

本章は事を處するに衆と議りて其宜を得べく獨斷して私に順ふべか
らざるを云ふ凡そ天下の事一日萬機聖君賢相と雖も獨智を以て決斷
するときは動もすれば敗に陥り易し必ず衆と共に之を論究して其宜
きを得べきとあり然れども小事に至りては其利害の關する處これ輕
し之を一々衆と議するときは却て滋滯の恐れあり各其責任ある
官吏をして之を處置せしむべし必ず衆と議るを要せざるあり唯
大事を論談するに至りては衆人と論究せざれば或ハ誤ちあらん嫌
疑あり故に國家の大事に至りては宜しく衆と相論辨して講究せば事

辭即ち道理に契ふを得べきとあり我聖明の天皇陛下明治二十三年を
 期して帝國議會を開き給ふ亦此の理に依らせ給ふあるべし
 以上略して十七憲法を辨じ了る抑も聖徳太子は天子の位に即き玉は
 ぞと雖とも東宮に位し萬機を摂政したまふ故に此憲法は即ち推古天
 皇の親制したまふ所と同一なりと謂つべし爾來今日に至るまで一千
 三百年の天地は此の憲法の天地にして今日吾人の生息するも亦此十
 七憲法の天地あり吾人宜しく誓て之を奉載し拳々服膺をべきなり

渡邊伊八郎刻

明治二十二年二月廿日印刷
 同年三月一日出版
 版權所有

著述者

東京府士族

廣瀬進一

東京牛込區若宮町廿五番地

發行者

東京府平民

水野佐助

東京小石川區柳町廿二番地

筆記者

東京府平民

藤田祐真

東京芝區三田松坂町廿四番地

勸進於事業

東京府平民

本多玄采

東京京橋區築地三丁目廿九番地

東京府平民

清水亨

西京花屋町横町西入法光寺寄留

東京府平民

水野貞子

東京小石川區柳町止二番地

印刷者

同 平 三月一日出版
昭和二十二年二月廿日印刷

...

